

6 長社第 7818 号
令和 6 年 11 月 22 日

各介護保険サービス事業者 様

長崎県長寿社会課長
(公 印 省 略)

令和 6 年度介護サービス事業者集団指導の実施について

本県の介護保険事業の推進につきまして、日頃から御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、例年、オンライン会議で実施しておりましたが、今年度はオンデマンド方式により実施いたします。これにより、事業者の都合に合わせ、いつでも視聴することが可能です。

つきましては、令和 6 年度介護報酬改定を踏まえ、事業者の皆様の特にご理解していただきたい内容等を収録しておりますので、下記により、必ずご視聴をお願いいたします。

記

1. 対象事業所 次のサービスを実施している事業所（長崎市及び佐世保市所管を除く）
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・特定施設入居者生活介護・福祉用具貸与・福祉用具販売・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院
2. 実施方法 オンデマンド方式
 - ①長崎県ホームページ掲載の資料を用意
 - ②動画を視聴
 - ③受講確認アンケートに回答

詳細は以下のサイトをご確認ください。

【長崎県ホームページ＞福祉・保健＞高齢者・介護保険＞事業者の皆様へのお知らせ＞集団指導】

長崎県福祉保健部長寿社会課
施設・介護サービス班 西村
TEL：095-895-2436